

主 文

公共職業安定所長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした介護休業給付金の支給に関する処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、勤務先であるA所在のB会社Cセンター（以下「事業所」という。）を經由して、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの介護休業期間について介護休業給付金の支給を申請した。
- 2 公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）は、平成〇年〇月〇日付けで、上記介護休業期間について、介護休業給付金〇円を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたが、その際、上記介護休業期間のうち、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）については、〇円の賃金が支払われていると認定し、休業開始時の賃金月額（以下「休業開始時賃金月額」という。）の80%相当額以上であることから、本件支給単位期間の介護休業給付金を支給しないとの判断をした。
- 3 本件は、請求人が、本件支給単位期間に支払われた賃金は〇円であるから、上記安定所長の判断は誤りであると主張し、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の6第5項の規定によると、支給単位期間中に支払われた賃金が、休業開始時賃金月額80%に相当する額以上であるときは、その支給単位期間についての介護休業給付金は支給しないと定められている。

本件において、安定所長は、本件支給単位期間（平成〇年〇月〇日から同月〇日）中に〇円の賃金が支給されており、同額は休業開始時賃金月額の80%に相当する額以上であるとして、当月分に係る介護休業給付金を支給しないと判断している。一方、請求人は、本件支給単位期間中に支払われた賃金は実質的には〇円であり、休業開始時賃金月額80%相当額以上とはならないと主張する。そこで検討すると、以下のとおりである。

(2) 請求人が、本件支給単位期間について全日介護休業を取得しており、勤務していなかったことは、出勤簿及び介護休業・介護部分休業申出書兼受付書により明らかであり、事業所では、介護休業を取得して欠勤する場合、当該介護休業期間中の給与は支給されないこととされ、同期間中の賃金については、その月の〇日現在におけるものを基準として一旦支給された後、翌月の基本給から減額されるという取扱いとなっている。

(3) そして、請求人については、本件支給単位期間の賃金として一旦〇円が支払われたものの、翌月の給与より〇円が減額控除されている。

(4) 以上の事実に照らすと、本件支給単位期間中に支払われた賃金は〇円と判断すべきであり、休業開始時賃金月額80%に相当する額以上ではないことが明らかであるから、本件処分は相当ではないものというべきである。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は相当ではないから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。